

社団法人砂防学会「継続教育（CPD）支援制度」について

(CPD:Continuing Professional Development)

1．目的

近年の国際化の流れの中で、平成12年に改正された「技術士法」においては、技術士の資質向上の責務が明記されました。こうした背景を踏まえ、社団法人砂防学会（以下本学会という）において「継続教育（CPD）支援制度」（以下制度という）を創設することとしました。

この制度を活用することによって、砂防学会員をはじめとする砂防関係技術者が本学会などによる種々の研究発表会、講演会、見学会、シンポジウムなどの発表や受講などを通じて、各個人の現在の知識、技術レベル、資質などを自ら向上させていくことが期待されます。

2．対象

砂防学会会員はもとより、会員以外についても対象とする。

3．制度の概要

本学会の制度は、(1)継続教育プログラムの提供、(2)継続教育の証明、(3)継続教育の記録・保管、で構成する。

(1) 継続教育プログラムの提供

本学会が主催、協賛、後援する研究発表会、講習会、見学会、シンポジウムなどに加えて砂防関係機関・団体が主催するもの（営利目的、企業内研修を除く）についても申請に基づき継続教育プログラムとして認定し、公表する。

(2) 継続教育の証明

別表1「CPDの課題とその区分」、別表2「教育形態とCPD時間」により算定した記録を、砂防関係機関・団体が主催するものを除き、本人の申請に基づき本学会が証明印を押印する。なお、本学会の様式に限らず社団法人日本技術士会などの様式についても、求めがある場合は同様とする。

(3) 継続教育の記録・保管

本学会制定の様式（別表3）を作成し、記録する。なお、記録は証明となる資料、書類などと共に本人が整理、保管する。

4．施行期日

この制度は平成16年4月1日から施行する。

5．補足説明

(1) この制度については、必要に応じ適宜見直す予定である。

(2) 継続教育の実績累計時間の目標としては、技術士が3年間150CPD単位、APECエンジニアが5年年間250単位の取得を目指す。

(3) 技術士資格取得者は、web上で、社団法人日本技術士会に登録が可能である。

(4) 創設にあたり、社団法人日本技術士会、社団法人土木学会の制度を参考とした。